

平成25年10月18日
産 業 労 働 局

平成25年台風26号により直接の被害を受けた
大島町の中小企業者に対する「災害復旧資金融資」について

平成25年台風26号に伴う被害により、大島町に災害救助法が適用されたことを受け、都では同台風により直接被害を受けた大島町の中小企業者を対象に、その事業の復旧に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施しますので、お知らせいたします。

記

1 融資対象

平成25年台風26号によりり災した大島町の中小企業者

2 融資条件

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 使 途 | 運転資金又は設備資金 |
| (2) 金 額 | 1企業（組合）8,000万円以内 |
| (3) 貸付期間 | 運転・設備資金 10年以内（据置期間1年を含む。） |
| (4) 貸付利率 | 責任共有利率 1.7%
全部保証利率 1.5% |
| (5) 保 証 料 | 東京都が全額補助 |
| (6) そ の 他 | 大島町長が発行するり災証明が必要です |

3 受付期間

平成25年10月18日から平成26年3月31日まで

4 受付場所

大島町商工会
東京都大島支庁産業課
東京信用保証協会本店保証部
東京都産業労働局金融部金融課

【 問い合わせ先 】

産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877